

農林水産施設等における災害時の
応急対策に関する協定書



石 垣 市

一般社団法人沖縄県農林水産土木建設会





災害時の応急対策に関する協定書

石垣市長（以下「甲」という。）と一般社団法人沖縄県農林水産土木建設会会長（以下「乙」という。）は、石垣市が管理する農林水産施設における災害時の緊急的な応急対策業務の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、津波、台風等の異常な自然現象により甲が管理する農林水産施設において災害時の緊急的な応急対策に関する実施体制を定め、災害の拡大防止と被災施設の早期修復に資することを目的とする。

（対象となる施設等）

第2条 この協定の対象は、甲が管理する以下の農林水産関係の公共施設とする。

- (1) 農業施設、農道及び甲が事業し、石垣島土地改良区が管理している施設
- (2) 登野城漁港、伊野田漁港、船越漁港の施設及び漁港区域
- (3) 林業用施設、林道等
- (4) その他甲が要請する農林水産関係の施設

（対象となる災害）

第3条 この協定の対象となる災害は、次のとおりとする。

- (1) 甲に災害対策本部が設置された場合
- (2) その他甲が乙の協力が必要であると認めた場合

（応急対策業務の内容）

第4条 甲が乙に対し協力要請する応急対策業務は、次のとおりとする。

- (1) 公共施設等の被害情報の収集及び報告
- (2) 公共施設等からの障害物の除去及び応急の復旧
- (3) その他甲が乙の協力が必要であると認める業務

（協力体制の整備）

第5条 この災害協定に関する乙の代理人として八重山地区長を置くものとする。八重山地区長は、八重山地区の組織及び協力体制を整備し、その内容を甲に通知するものとする。

2 八重山地区長は、前項の協力体制の内容に変更があった場合は、速やかに甲に通知するものとする。

(災害時の情報収集)

第6条 甲は、災害対策本部などが設置され、かつ、甲が乙の協力が必要と認める場合は、気象等に関する情報を八重山地区長に速やかに提供するものとする。

2 八重山地区長は、前項により受理した情報を八重山の会員に速やかに周知するとともに、随時、会員から災害の被害情報を収集し、様式第1号により甲に連絡するものとする。

(協力要請)

第7条 甲は乙に協力要請を行う必要がある場合は、様式第2号により八重山地区長に次に掲げる事項の実施を要請するものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、口頭で要請し、その後、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 災害の状況及び応急対策業務の内容
- (2) 応急対策業務を実施する日時及び場所
- (3) その他必要な事項

2 八重山地区長は、前項の要請があったときは、応急対策業務を実施する従事者（以下「従事者」という。）を様式第3号により甲に報告するものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、口頭で報告し、その後、速やかに文書を送付する。

(応急対策業務の実施報告)

第8条 八重山地区長は、応急対策業務が完了した場合は様式第4号により甲に完了報告書を提出するものとする。

(損害補償)

第9条 応急対策業務の実施に伴い、従事者が甲又は乙の会員の責めに帰さない理由により第三者に損害を及ぼした場合、乙又は乙の会員は、その事実の発生後遅滞なくその状況を甲に報告し、その負担について甲及び乙又は乙の会員で協議して定める。

2 応急対策業務の実施に伴い、従事者が負傷し若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の損害補償に係る手続は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用がある場合は、従事者を雇用する乙の会員が行うものとする。ただし、同法の適用がない場合、従事者の申請のもとに甲及び乙とで協議

するものとする。

(協定の効力)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度の3月31日までとする。ただし、期間満了の日の30日前までに甲又は乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、更に1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義を生じた場合は、その都度、甲と乙で協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲と乙で記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成27年11月17日

甲 石垣市

市長 中山 義隆



乙 一般社団法人沖縄県農林水産土木建設会

会長 仲本 豊



